

令和5年度 動物試験自己点検・評価報告書

令和6年3月

鹿児島県環境保健センター

様式9

令和5年度 動物試験自己点検・評価報告書

鹿児島県環境保健センター動物試験管理規程第4条7項の規程に基づき、下記のとおり自己点検・評価を実施した。

I 規程及び体制等の整備状況

1 機関内規程の整備状況

(1) 評価結果 ■ 指針等に適合する機関内規程が定められている。 □ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 機関内規程が定められていない。
(2) 自己点検結果の対象とした資料 1 平成27年2月20日付 科発0220第1号「厚生労働省の所管する実施機関における動物試験等の実施に関する基本指針」（以下「指針」という。） 2 鹿児島県環境保健センター動物試験管理規程（平成30年4月2日施行）（以下「規程」という。） 3 鹿児島県環境保健センター動物試験管理規程実施細則（平成30年4月2日施行）（以下「細則」という。） 4 動物取り扱い標準作業書（以下「SOP」という。） 5 緊急事態発生時における実験動物に対する措置の計画
(3) 評価結果の判断理由 規定及び細則がすでに定められているため。
(4) 改善の方針 特になし

2 動物試験委員会

(1) 評価結果 ■ 指針等に適合する動物試験委員会が置かれている。 □ 動物試験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 □ 動物試験委員会は置かれていない。
(2) 自己点検結果の対象とした資料 1 規程 2 細則 3 委員会名簿
(3) 評価結果の判断理由 令和5年度の委員会の委員は、環境保健部長、食品薬事部長、始良保健所及び鹿屋保健所衛生・環境課長の合計4名で構成した。
(4) 改善の方針 特になし

3 動物試験の実施体制

(動物試験計画書の立案、審査、承認、検査報告の実施体制が定められているか。)

(1) 評価結果 ■ 指針等及び規程等に適合し、動物試験の実施体制が定められている。 □ 動物試験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 □ 動物試験の実施体制が定められていない。
--

<p>(2) 自己点検結果の対象とした資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 規程</li> <li>2 細則</li> <li>3 起案文</li> <li>4 承認済計画書</li> </ol>
<p>(3) 評価結果の判断理由</p> <p>実施体制は、規程及び細則に計画書は規程に従い動物試験責任者が立案し、委員会の審査を経て、所長が承認すると定められているとおり。</p>
<p>(4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>

#### 4 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、施設に動物実験実施責任者が置かれているか。)

<p>(1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 指針等及び規程等に適合し、適正な飼養保管の体制である。</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき点がある。</li> </ul>
<p>(2) 自己点検結果の対象とした資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 規程</li> <li>2 細則</li> <li>3 SOP</li> <li>4 飼養保管施設設置承認申請書</li> <li>5 飼養保管施設（動物舎）の維持管理等に関する点検表</li> </ol>
<p>(3) 評価結果の判断理由</p> <p>飼養保管施設は、飼育室1,2と実験室1,2, 倉庫（用具保管庫）からなり、空調設備が完備されていた。動物試験責任者が置かれている。</p>
<p>(4) 改善の方針</p> <p>特になし</p>

#### 5 その他（動物試験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

<p>特になし</p>
-------------

## II 実施状況

### 1 動物試験委員会

(動物試験委員会は、機関内規定に定めた機能を果たしているか。)

<p>(1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 指針等及び規程等に適合し、適正に機能している。</li> <li><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき点がある。</li> </ul>
<p>(2) 自己点検結果の対象とした資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員会会議録</li> <li>2 規程</li> <li>3 計画書（動物実験が実施されなかったため、報告書の審議はなかった。）</li> <li>4 自己点検・評価</li> </ol>
<p>(3) 評価結果の判断理由</p> <p>計画書については、適正な調査・審査を実施し、自己点検・評価も実施した。</p>

(4) 改善の方針 特になし
-------------------

## 2 動物試験の実施状況

(動物試験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 指針等及び規程等に適合し、適正に動物試験が実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき点がある。
(2) 自己点検結果の対象とした資料 1 委員会会議録 2 規程 3 計画書（動物実験が実施されなかったため、報告書の審議はなかった。）
(3) 評価結果の判断理由 動物実験の計画は適正な調査・審査を実施し立案したが、試験の実施がなかった。 そのため、結果報告については、評価できない。
(4) 改善の方針 特になし

## 3 実験動物の飼養保管状況

(動物試験実施責任者の活動は適切か。飼養保管は動物取り扱い標準作業書等により適正に実施されているか。)

(1) 評価結果 <input type="checkbox"/> 指針等及び規程等に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき点がある。
(2) 自己点検結果の対象とした資料
(3) 評価結果の判断理由 動物実験の実施がなかったため、実験動物を飼育していないことから評価できない。
(4) 改善の方針 特になし

## 4 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか。修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか。)

(1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 指針等及び規程等に適合し、適正に維持管理されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき点がある。
(2) 自己点検結果の対象とした資料 飼養保管施設（動物舎）の維持管理等に関する点検表及び飼養保管施設の現場確認
(3) 評価結果の判断理由 飼養保管施設・設備に異常は認められず、飼育保管施設は適正に維持されている。
(4) 改善の方針 特になし

## 5 教育訓練の実施状況

(動物試験実施責任者及び動物試験実施担当者等に対する教育訓練を実施しているか。)

(1) 評価結果 ■ 指針等及び規程等に適合し、適正に実施されている。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき点がある。
(2) 自己点検結果の対象とした資料 1 教育訓練の履歴，参加者名簿 2 外部機関による研修会の資料
(3) 評価結果の判断理由 指針や法令等の基本的な考え方，マウスの取扱い等について講義を受けていた。
(4) 改善の方針 特になし

## 6 自己点検，評価，情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価。関連事項の情報公開を実施しているか。)

(1) 評価結果 ■ 指針等及び規程等に適合し、適正に実施されている。 □ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □ 多くの改善すべき点がある。
(2) 自己点検結果の対象とした資料 1 規程 2 ホームページ
(3) 評価結果の判断理由 令和5年3月15日に自己点検・評価を実施し、情報公開も適切に行っていた。
(4) 改善の方針 特になし

## 7 その他

特になし
------

## 8 自己点検実施日

令和6年3月13日
-----------

※指針等：以下の飼養保管基準，基本指針及びガイドラインをいう。

- ・「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号，平成26年9月5日改正）
- ・「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日，平成27年2月20日一部改正）
- ・「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成18年6月1日）
- ・「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号，平成25年8月30日環境省告示第84号）

※規程等：鹿児島県環境保健センター動物試験管理規程，緊急事態発生時における実験動物に対する措置の計画をいう。